

会 議 録

会議の名称		平成30年度第1回守谷市行政改革推進委員会		
開催日時		平成30年5月28日（月） 開会：15時　閉会：17時45分		
開催場所		守谷市役所　庁議室		
事務局（担当課）		総務部企画課		
出席者	委　員	川西会長，吉田副会長，松尾委員，西尾委員		計4人
	その他			
	市職員	坂総務部長，浜田市長公室長，福島企画課長 前川課長補佐，南崎企画員，笠木主事		計6人
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1　開　会 2　会長挨拶 3　議事 （1）行政改革実施計画執行管理について （2）外部評価について （3）その他 4　閉　会		
確　定　年　月　日		会　議　録　署　名		
平成30年6月25日		会　長　　川　西　憲　二		

審 議 経 過

1 開 会

2 会長挨拶

川西会長： 海外に初めて駐在する際に、上司から伝えられた言葉があります。それは、【任地を愛せよ】という言葉です。海外のビジネスで苦難に直面した時に、この言葉に随分助けられました。40年を経て、現在の任地は守谷市です。ですから守谷市を愛し、守谷市のために、出来る限りの尽力をするつもりです。因みに、この会長職以外にも学校のボランティア活動をし、近所の皆さんに無償で英語を教えております。守谷市を愛し、守谷市民のためにお役に立ちたいと頑張っているしだいです。今後とも、ぜひよろしくお願いいたします。

【委員自己紹介】

【事務局職員自己紹介】

【配布資料確認】

- ・ 30 行革 1-1 行政改革実施計画執行管理状況調べ
- ・ 30 行革 1-2 平成 30 年度 外部評価施策の選定について（案）
- ・ 平成 30 年度 守谷市行政改革推進委員会スケジュール（案）
- ・ 守谷市行政改革推進委員会委員名簿

3 議 事

事務局： 本日の会議の内容は、

- (1) 行政改革実施計画執行管理について
- (2) 外部評価について
- (3) その他

となっております。

では、ここからの議事進行は規定により川西会長にお願いいたします。

川西会長： まず、当委員会の会議録については、発言者の氏名について、記載するとしていますが、その点については意見ございませんか。

（異議なし）

それでは今年度も、断りがない限り、発言者全員の氏名を記載しますので、もし異議がある場合はいつでもその場でおっしゃってください。

事務局にお願いします。配布資料には必ず番号を付けてください。

ヒアリングの手順について提案があります。ヒアリング対象課の方々の待ち時間が長く、ご迷惑をおかけしています。当委員会でヒアリングの準備ができた時点で、10～15分後を目途に呼んで頂きた

いと思います。ヒアリング対象課の方々が来室されるまで、私たちは他の打ち合わせをすればよいと思います。これを事務局にお願いしたいと思いますが、委員の皆様ご異議はありませんか。

(異議なし)

ヒアリングの中身について、提案があります。事務局は事前に有用な資料があるかをヒアリング対象課に聞いてメールなどで委員宛に送付してください。私たちに与えられた議論の時間は短いので、できるだけ事前に資料を読みたいからです。これを事務局にお願いしたいと思います。委員の皆様ご異議はありませんか。

(委員賛同)

スケジュールの公開について提案があります。多くの委員会は公開されているのですが、直前になって日程と議題が、守谷市 HP に出ています。これでは、傍聴しにくい。当委員会は昨年度末に今年度年間計画を決定しているので、年度初めに、年間計画を載せていただきたい。これを事務局にお願いしたいと思います。委員の皆様ご異議はありませんか。

(委員賛同)

外部委託事業の管理については、事前に市の方から簡単に一般論として、こういう形で市としては管理する、という説明をいただきたい。

以上が会議の進め方についての小職からの提案です。委員の皆様のご賛同もいただきましたので、今年度についてはこれで進めます。

以上の件について、何かご質問はございますか。

西尾委員： 委員は、準公務員ということですが、公開されますか。

ここで話した内容は他で話してもいいのでしょうか。例えば、知人なりほかの市民の方に話してもいいのでしょうか。

事務局： 会議録で公開されている範囲のことは、構いません。明らかに最初からという場合には、公開いたしません。

吉田副会長： 一般に、多くの自治体では、合意を形成する途中の議論を省略することはあります。

川西会長： 両方正しいのですが、当委員会としては、合意を形成する途中の反対意見も公開しています。

西尾委員： 他の委員を昨年やっており、発言したことは、テープ起こしのような状態で公開されていると認識していました。

川西会長： 西尾委員がご懸念の守秘義務を要する事項については、当委員会の通常の議論では発生しないが、例外として起こり得ます。然し、それはその都度明示するのでご心配は要らないということです。

(1) 行政改革実施計画執行管理について

川西会長： 行政改革実施計画について、事務局から全件につき説明をいただく

時間はないと思います。そこで、進め方につき、ご意見を伺います。例えば、集中的に何かを取り上げてみる、資料を求める、またはヒアリングをするなど、皆さんのお考えをお聞きしたい。

松尾委員： この第 7 次行政改革で求められているものについて、少なくとも委員に説明する義務が市の方にはあると思います。

「2-3 総合計画における実施計画の機能強化による行政課題への対応」と上下水道の「4-2 中長期経営計画の策定（上水道）」、その二つを深く聞いてみたらどうでしょうか。

2-3 を提案するのは、行政改革実施計画もそうですし、いろいろな KPI を、決めてやっています。市が出している自分たちの自己評価にもとづくと、目標とする KPI はおそらく達成が難しいと思います。このため 2-3 をどのようにやっているのか確認したいという意味です。

次に 3-2 の民間委託の総点検については我々が昨年から委託について問題意識をもっており、今年度取り上げる予定ですので 3-2 はできるでしょう。

それから、水道 4-2、帳簿とあわない現実があるという報告があるので、上下水道業務をどのようにやっているのか確認したいという意味です。

川西会長： それらを集中して議論してみようという趣旨ですか。

松尾委員： はい。

川西会長： 確認しますと、第 7 次守谷市行政改革執行管理表の整理番号 2-3 でしょうか。タイトルは【総合計画における実施計画の機能強化による行政課題への対応】ですね。これは当委員会が PDCA の要として提案し、市としても賛同し、実行しているものです。ですから、当委員会提案の実施状況のフォローアップとも言えます。

松尾委員： それをマクロ的に議論しても、判断できると思います。なぜかという、形骸化していると思うからです。よって、これを議論しても良いと思います。

川西会長： よく分かりました。もう一つ 3-2 【民間委託等の総点検】も対象になると思います。他には、4-2 【上水道の中長期計画の策定】です。上水道の中長期経営計画の策定で先進的な市町村はあるのですか。

事務局： 中長期的なものの話をすれば、例えば横浜市などは、上下水道の発達の歴史から言って、近代化が進んできたところで先進的であると伺ったことがあります。

松尾委員： 2 ページ目、29 年度の下半期の課題のところ、過去の取得した設備について、取得価格が不明なものが多く、アセットマネジメントに必要な更新計画が滞っているとの記載があります。また取得価格不明のものが多くありますが、予算・決算上で公表されています。

公表数字は正しいのか危惧しますので、事務状況等を確認したらどうかと思います。

吉田副会長： 事業強化をするところで重要なところはお聞きしたいです。総合計画の中でもどういう位置づけであるのか、民間の活用をどうするのか。また、この中で上水道は予算規模が大きいので議論すべきでしょう。

松尾委員： 上下水道は審議会があるのでしょうか。議事録は公開されていないのでしょうか。いろいろな審議会が開かれているが、全てが公開されているわけではないと思います。

川西会長： 議事録の公開度合は当審議会が一番です。他の会議ももっと公開度合を高める必要があります。

西尾委員： まだ分からないことがあるのですが、この選定数は決まっているのですか。

吉田副会長： これは執行管理と事業管理があって、今の話ですと一緒にされていると思います。

松尾委員： 当委員会の仕事は2つあると理解しています。一つは第七次守谷市行政改革実施計画の執行管理フォロー、もう一つは事務事業等への行政評価です。

西尾委員： （第7次行政改革の資料は）管理の話なのですね。

松尾委員： 2つの違うものを一つの委員会で議論しているので判りにくく見えます。

西尾委員： これは執行管理ということは分かりました。

川西会長： 当委員会予定表の第1回5月28日の欄を見てください。上段に、行政改革実施計画についての執行管理があります。中段に行政評価についての評価対象の選定があります。

今、議論している対象の選定は上段の方です。市が自ら採用した執行管理の対象事業は沢山あります。然し、これら全てを書面で眺めるだけでは、深い議論ができません。

行政改革推進委員会は、以前はこの執行管理のみを行っていました。然し、評価とも密接に関連しているので、数年前から執行管理と外部評価とを当委員会が兼務しています。

ですから、当委員会として更に重要な事業を幾つかに絞り込み、ヒアリングをし、詳細な資料を得た上で深い議論を行いたいのです。

よって、私もこの3事業を対象とすることに賛成いたします。以上でご異議がなければ、3事業について事務局から説明をお願いいたします。

まず、【総合計画による実施計画の機能強化による行政課題への対応】のご説明をお願いします。

事務局： それでは、企画課での総合計画の実施計画による機能強化の行政課

題への対応ですが、実際の取組では、重点事務事業というのは、庁議という市の最高決議機関であり、市長はじめ部長職で構成されています。そのなかで選定をした重点事務事業がございます。今年度は12事業を選定させていただきました。

その後、各所管課で年間の執行計画を策定し、それを四半期ごとに庁議の場で報告をしていく、そこでPDCAサイクルを回していきます。行程自体はこのようなものです。

松尾委員： 30年度の業務内容が入っていないのはどうしてでしょうか。

事務局： 今回、30年度のものとは3月末の時点では決定を受けていないです。今回決定を受けたのは、4月25日です。この策定時点では、まだ決定を受けていなかったもので、次回には入れておきます。

川西会長： 更新されていない書類があるようですが、これらの書類は半年に1度記載するものではありません。既に決裁をしたのであれば、決裁後に遅滞なく更新すべきです。そして、更新後の書類が委員会に提出されるべきです。

松尾委員： 29年に重点事務事業とあるのに、内容が30年では違うのでしょうか。

事務局： 内容が継続しているものとそうでないものがあります。入れ替わっているのがあって、継続しているものもあります。

松尾委員： どういう事務事業なのかでしょうか。

事務局： ちなみに手元に資料がありますので説明させていただきます。
(平成30年度の重点事務事業12本、名称と所管課読み上げ)

松尾委員： 取組内容として、重点事務事業として選定された事務事業の進捗状況を公表されていますか。

事務局： 評価シートは公表しています。

松尾委員： 事務事業評価システムの見直しにより予算との執行管理機能を高めるところ書いてありますが。

事務局： 行政評価のシステム上で入力を行います。事務事業だけでなく予算のシステムと連動するように、見直しをかけて今は連動しています。

川西会長： 要するに、PDCAが見えてきません。

松尾委員： 実施計画をしっかりと作っていただいて、ちゃんと目的も書いてあって、これに基づいて自分たちは28, 29, 30年とこういうことを進めましたというものがないのです。

川西会長： 新たに当委員会のためだけに何かを作ってください必要はございません。ただ、市民にも公表する必要のあるものは作ってください。

では、次の議題に移ります。民間委託の総点検について、事務局から指定管理者モニタリングマニュアルをご説明ください。

事務局： これについては、指定管理者に発注している事業について、毎年度、モニタリング管理をするものです。事業者が自己評価をし、行政の

方からもする、あとは第三者評価というのも視野に入れてやっていくということになっています。29年度、昨年度の評価から各課、このモニタリングが行われています。

川西会長： 指定管理外の事業についても、一部について利用しているのですか。

事務局： 昨年に関しては指定管理のみです。

川西会長： 指定管理者モニタリングマニュアルを指定管理のみではなく、ほかの外部委託について、適応させていこうとしているのでしょうか。

事務局： そうですが、一部委託の内容を見ると、保守点検のみの委託もあるので、そうすると別途財政課で履行検査をします。

松尾委員： それぞれ委託を行います、各部課から各々の形で出るのですか。中心でどこかをコントロールしていくところはないのですか。

事務局： 入札に付すためこの事業者を参加させるかは担当課の意思決定ではなくて、全部の課が発注する業務を一括して、資格審査会を実施しております。

今回、ある課が業務を発注したいといったときに、この程度の業務であれば、担当課から事業内容を説明させて、こういう事業者に参加してもらおうかという風にしています。

松尾委員： どのくらいの金額規模からですか。

事務局： 業務委託については50万円以上。よほど特殊な内容で、この業者しかできないというものであれば別です。

松尾委員： では、何を、という仕様がありますが、契約チェックみたいなものは。

事務局： 仕様は、財政課の合議を受けた上で、決裁をもらう流れになっていますので、そこの中で確認や指摘を行う。契約担当の財政課になりますので、そこで当然チェックも行われています。委託・工事などについても自前で設計を行う場合、チェックというのも検査室で行われています。

吉田副会長： 業務委託の契約については、適正に執行されていると思います。例えば、市役所が本来やるべきことを丸投げしているのではないのか、本当に委託業務としてこの部分がいいのかといった議論が予算要求の中であって、その結果として各課から出てくる。ただし、全庁的にはないのではないのでしょうか。

事務局： そういう意味での一元的なものというのとはなされていない。

市に必要な業務委託というのはどういう部分なのか、最小限の範囲を見極めて、最低限のコスト意識を持ちなさいというのは常々言っている。

吉田副会長： 今までのところについては疑義を持っていません。ただし、仕組みとして、予算の裏付けがあって、会計的な手続きを踏めばOK、あ

とは進行管理だけという、全庁的にはばらばらで、各課の思惑の中で動いていて、市全体での方向性がどうも焦点が合っていないような気がするのです。

事務局： 一口に同じ業務委託契約といっても、中身を見ればいろいろな委託業務があるので、それを一律的に同じやり方というのは難しい。

吉田副会長： 3つの形があります。一つ目は、民間に管理運営すべてを委託するパターン。二つ目は、あくまでも市役所がやる中で、運営の委託と日常の一部委託。三つ目は、部分的にピンポイントで委託するもの、例えば、機器の点検整備で、仕様に基づいたうえでの金額勝負になります。

委託を分けると、極めて専門的でそこに頼むしかない業務と市役所でもできるけれども民間に任せるものがあります。

定型的なものではなくて、本来市役所がやるべきものでも、民間の力を借りてできるかというところが大事であって、ここを中心に議論していきたいと思っています。

松尾委員： 一言でいうと、内容を分かって発注しているのかという不安があります。私は3-2については、いくつかの事例を挙げて共通した問題があるのかどうかを分かればよいと考えています。

川西会長： そのためにも両面から観察する必要があります。一方は市の管理体制、他方は個別の事務事業における管理状況です。市の職員の皆さんにも是非同じ気持ちに立っていただきたい。自分たちの現在のマニュアルで大丈夫なのかという意識で、個別の事務事業の管理状況を見てください。

事務局： これは事務事業が中心ではありますが、予算の中で、こういう事業を設定して、予算中で、どういう業務を発注しているのか、で見ていく必要がある。

吉田副会長： そういう意味で類型化する必要があります。

事務局： 本当に金額勝負でやっている業務もあるので、樹木剪定であれば、このエリアでこの木を何本剪定してください。というものもある。10ページの一番右主な委託内容、分かりやすく整理できると思います。

松尾委員： あと、発注までの市の仕組みが知りたいです。我々企業ですと、購買部とか資材部とかで集中して発注する。そこにノウハウが蓄積されている。その仕組みを知りたいのです。

事務局： 法律条例で決まっています。各課の判断で発注できるものもいろいろありますから、委託だったら、物品購入だったら、工事だったらいくらまでという、それ以上のものは各課では発注できません。

松尾委員： 図書館の委託をやめるという報道がありましたが、これは発注仕様が悪かったのではと思うのです。

自分たちの作業がわかっていないで発注した結果ではないかと思っ

ています。

事務局： 指定管理者は通常の業務委託と異なる部分がある。それなりの仕様書を作って公募したという経緯がある。

通常の契約行為とは違う。プロポーザルだと思います。

松尾委員： 債務負担行為というものがあります。委託がすべて債務負担行為だと思ったのですがそうではないです。

要するに債務負担行為というのは3年間こういう業務を行いますと決めてしまう。一方で毎年契約しているものがあります。

それから、指定管理というもう一つのジャンルがあります。

吉田副会長： 市側がどういう覚悟をもって指定管理や委託をやってきたのか、そしてその覚悟を活かすためのどういうノウハウを集めたのかを知りたいのです。

今のやり方を見ていると、政策の一貫性が変わってしまうことを懸念しています。民間活力というものについて、市としてどのように考えているのでしょうか。

担当課も民間の発想を十分には分かっていないし、指定管理の事業運営の仕組みや財務会計も分かっていない中で、ノウハウのない市役所側が稚拙な方法を取って、失敗してしまったと思い込んでいるのではないですか。

検証が、エビデンスを欠いた情緒的な判断に感じられます。

図書館が大変な問題だと感じているのは、市の基本的な方向と一致していない方向に進もうとしているからなのです。

この委員会では、すべて民間がいいと言ってはいません。しかし、直営でうまくいかず、民間に任せてうまくやってきたことを、また直営でやろうとするのは妥当なのかということです。

市役所があればほどの労力を費やして制度設計をしてきただけに、守谷市はこのレベルなのだと全国の自治体から言われなかと心配しています。

多くの市民にとって、うまくいっていることをどうして変えてしまうのか、そのプロセスをきちんと検討しないと、全部直営で行くという議論になってしまいます。

そういうことも含めて、民間活用をするとき各課で出てきたものを、全庁的にどのように取り扱っていくかが重要だと考えています。

事務局： 文章化はされていませんけれども、例えば、新たな施設をオープンする際にこういうものは必要だ。となった場合、民間でできるものは民間でやらせたらどうかという議論はベースにあり、当然そういう中で回していこうということになれば、これは委託が選択肢という判断はあります。業務委託の考え方というのは、ただ単純に、運営をお願い

いするのは委託でしょう。委託と指定管理の違いは何なのというところは、当然施設の目的外の使用であったり、その他の事業で収益を上げたり、指定管理者が自ら独自の事業として収益を上げて、それで指定管理料を安くするというのが今の考え方です。

吉田副会長： 私たちの考えとは少し違うようです。

事務局： 全部が全部というわけではありませんので。

吉田副会長： 検証しないといけないことですが、基本的に地方公共団体では営利というものが考えられないところで指定管理をやっています。収益を上げるだけが民間の力ではないと思います。

事務局： 民間でできるものというよりは、民間でやった方が効率的というところの判断は重要です。

吉田副委員： 個別の案件で、民間活力というものの使い方、考え方の違いがあるのかもしれませんが、しかし、事業者との接し方には、根本的な問題があるように思います。

川西会長： この点については、また必ず取り上げさせてもらいたい。やはり、市の業務ですから、図書館の業務についても、どうコントロールし、改善を求めているか、市の関与の仕方だと思います。

民間委託した場合と直営にした場合とでは、皆さんの業務内容が180度変わる。例えば、海外展開と同じような部分がある。これまで日本で製造したものを海外で作ろうとすると、人材が劇的に変更する必要があります。海外でワーカーを使う立場と日本で現場作業する立場とは全く違います。

外部委託すると委託先の社長以下の業務を管理する必要があります。これまで、現場の作業をしていた人が、委託先の社長を直ちに管理できるわけではありません。これを踏まえて、どのように転換していなければならないのか、検討し学び体制を整える必要があります。それができていないと丸投げです。民間委託には、質的な転換が必要なのです。少し進展があると思いますが、率直に言えば足りません。

次は上水道です。昨年もヒアリングをしました。これは非常に重要な事業であるけれども、適任の方々がやっていないというのが率直な印象です。例えば財務諸表の作成やコンサルタントなどの点では、他の良い事例をそのまま持ってくるなど、他の力を借りた方がよい。

上水道料金は関心が高いと思いますので。私たちも避けては通れないと思うのですが、あまりそういうことに長けた方がやっていないのではないかという。

現場をやっていた人が、いきなり、財務的な課題を与えられる。準備無く異質の課題を与えられる。だから、委員会がいろいろ申し上げてもご理解いただけなかった危険性がある。その点が心配で、取り上げざるを得ないというところです。

吉田副会長： 昨年度と同じ流れの中で、またやらなければなりません。

川西会長： 記述によれば色々やっておられるので、その結果がどうなっているのかをまず聞きたい。

松尾委員： 昨年市長が言っていましたが、よく分からない。と言っていたのが記憶にすごくある。別会計ですよ。

事務局： 企業会計は別会計です。わかっているのは限られた者です。

松尾委員： これをやるなら、1回分全部やらなければ。それも事前に我々が、用意してヒアリングをしていかなければ何の意味もない。結局技術的な部分が大変多くて、私たちも分かるわけではないです。

吉田副会長： 私たちもよく分からない中で、上水道の担当部署でも分からない。戦略を立てますということですが、立てられないまま費用負担が増えていくばかりです。

それならば、水道の専門家を呼んで、客観的な立場から守谷市の水道をどうすればいいのかをやっていかなければなりません。

役所の専門的な人材のほかに、審議会がありますが、そこがどう機能しているのかということも出てきます。

代表を集めて広く意見を聞くことは大事なのですが、他の審議会での経験からすると、自分のところの枠の中で要求事項を言って、全体を見ていない面があるようにも感じられました。印象や情緒で発言される方が多かったような記憶があります。

そういうことも含めて、専門的な見地からどうやっていくのかを考えていかなければならないと思います。

事務局： このテーマに関しましては、先ほど議論に上りましたけれども、この場の人はおそらく説明をできないかもしれません。

川西会長： 長期計画の策定は、市民への責務だと思います。ある程度問題が難しいことは承知しています。然し難しいからいつまでも未完と言うわけにはいかない、もうタイムリミットは過ぎたというのが我々の認識かもしれません。

松尾委員： 我々が資料を要求すれば、事務局の皆さんがその資料を基に事業内容が分かるかもしれないです。おそらく見たことがないような資料が出てくるはずですから、そしたら市内部でも検討できます。

吉田副会長： 民間活力に根本的なものを任せてしまって、自分たちはノウハウを蓄積していない。そのところを私たちが一定レベルまでは分かるようにする。まさにそれが行政の見える化だと思います。その点は、教訓が得られることがあるのではないのでしょうか。

川西会長： この進捗状況では、改善の気配が見えないし遅すぎる。次回は、予定表を変更していただきます。次回も、平成29年度下半期の執行状況報告意見・質問等を実施します。企画課に説明いただくものとヒアリングとの両方をお願いしたいと思います。

松尾委員： 具体的には何を取り上げるのでしょうか。

川西会長： 全3件です。次回6月25日は、以上取り上げた3件について、ということで案内状をお送りさせていただきます

松尾委員： 私の関心というか質問事は、事前に送ります。2週間くらい前でよろしいでしょうか。

川西会長： 事務局にお願いがあります。

まずPDCAの実施状況をこの中からは読み取ることができなかったのです。今日いただいた資料で十分なのかは事務局の中で見ていただいて、補足するものがあればいただきたい。特にPDCAの流れが重要です。

水道についてはヒアリングを実施いたします。上下水道事務所の方に詳しい資料があるのであれば出してください。あと、松尾さんから質問があれば出していただければと思います。

事務局： 確認です。先ほど企画課の方から出しました資料について、28, 29, 30年度の重点事務事業です。29年度の方が、頭が抜けていますが、これは後で送付させていただきます。こちらの方が、PDCAという話でしたが、2枚目以降の様式が順番とおり、進捗報告をいただいているシートでございまして、こちらの方が4半期に1回の報告をさせていただいております。それが庁議という場で報告をさせていただいております。進捗の報告というところですが、最終的には第4四半期に報告させていただいて、予定どおりに進んだものもあれば、計画どおりに進まなかった事例もございます。

見ていただいて、分かるような資料となっていると認識しているのですが、次回あらためて説明させていただきますが、この資料以上に議論出来ればと思います。

そこで、継続して事業が選定されていますというのが一枚目の区分、左側に新規で選定されたのか、過去何年から継続しているのかこの資料だけだと進捗の結果だけなので、その辺は疑問点があるので、再度各課に確認をとっていきたい。

川西会長： この流れですよね、CAのつながりを教えてほしい。なにか資料があればいただきたい。

事務局からの説明については以上でよろしいでしょうか。

松尾委員： 29年度の重点事務事業ですが、高齢者福祉の推進がないように見えるのですが、漏れています。生涯学習の推進ありません。

事務局： 29年度の推進が12件ございますので漏れています。事業名が地域包括ケアシステムの推進でございます。

(2) 外部評価について

川西会長： 今年度の評価対象の選定について、図書館は必須ということですが、これまでの事例からすれば、せいぜい3件多くて4件程度が適切

です。

吉田副会長： 前回の時もあったのですが、指定管理はしっかりやり、あと、予算規模の大きいものという議論がありました。ただし、予算規模が大きいからと言って、行政の効率が上がるとは言えないということもあります。

市役所では指定管理と運營業務の委託、この部分が市民生活に一番関わってくると思います。維持管理は、先ほどの上下水道と同じで、分からない部分があり、これを一緒にやると議事が混乱するおそれがあるため、私たちは指定管理と運營業務の部分を中心にやってきました。子育てとか放課後とかは繰り返しになってはいけないので、前回やった事柄は進捗状況を報告していただき、今回は省く形でよいと思います。

松尾委員： 加えて、ふるさとづくり寄付金について、これを取り上げることを提案します。返礼品のコストを考えずに使っている。例えば、10 億寄付金もらう。返礼品 6 億。4 億しか使えないところで、10 億使っている。

事務局： 29 年度で 12 億までいっていない。6 割ぐらいが経費その他です。返礼品の費用を含めて。

松尾委員： 予算ベースで、30 年の予算がもらう方が 14 億、つかうのが 14 億 2,100 万。そういう風になっています。それで、どうしてそのようになっているのかというと、繰越残高がある。14 億 4,500 万。

では、30 年だけを見ると予算ベースで事業費が 7 億 4,900 万。14 億 2,100 万とは、別予算。今の自治法だとなことは理解できますが、釈然としません。また、返礼品が事業費の 6 割、使いすぎではないでしょうか。

事務局： 返礼品代としては、4 割くらいだと思います。

松尾委員： 返礼品の対象は何かというと日本全国から持ってくる。さっき言ったように前残が 14 億ありますということは、当然年度末には寄付金が残ります。どうしてかということ、寄付金というのは 3 月に行くにしたがって増えていきます。いわば S 字カーブを描くためです。

これは市長が力点を置いているけれど、バブルだなと思っています。

どうしてかということ、14 億寄付をいただいて、14 億使います。そのほか別予算で返礼品を支出する状況であるためです。

事務局： ふるさと納税について、まず寄付の方が平成 29 年度約 12 億円の寄付がありました。それを守谷市としましては、現年度で使うのではなく、一度基金に積み、翌年度に繰り入れをしております。30 年度については 29 年度分の寄付として 12 億円を充当します。歳出では返礼品代と仲介に入っている業者の手数料等で、6 割程度となっております。

ます。

守谷市では寄付の充当先を、新たな新規事業に充てているのではなく、今までの経常的な部分に充当しているので、新しく多く使っているという感覚はもっておりませんでした。

川西会長： もう一度説明をお願いします。どういう意味でしょうか。

事務局： 寄付を受けた場合、返礼品を、報償費として6割、7億2,000万円、先に29年度は支出しています。そのかわり、30年度の予算で一般財源12億円の代わりに寄付金を充当するので、その差の4億分は寄付の収入を充てているということになります。なので、余計に多く歳出の方を出しているわけではないです。

松尾委員： それは私から言わせると30%正しいです。これを議題とするのであればその点を説明できます。

寄付というのは使い切れないです。その年度では、さっき言ったようにこういう風になる（S字をペン先で描くように）。守谷市が例えば28年度の財政事情があるけれど、寄付の上期と下期、9月と3月、支払い、収支の仕方を出している。そうすると、下期の方が高い、補正予算も出してはいるんだけど、使い切れないです。だからその他基金というところに入れるわけです。でも、基金に入れていないところもあります。それはどうしてかということと目的財源と一般財源、目的使用とそうではない一般使用とがあります、土浦市なんか一般使用ですが、それが出てこないです。

事務局： 29年度の寄付については、29年度では1円も充当していません。30年度にすべて使っています。そのような予算を組んでいます。

松尾委員： 29年度予算上は8億もらう。そのうち6億1,200万を使う。その前残が9億5,000万。私の理解は、27年度の前残はゼロ。28年度分をチェックする必要があるので、今申し上げた数字は正確ではないと思いますが、守谷市の場合貰った以上に使っている状況があるように見えます。このように理解しているのでふるさとづくり寄付金というものをやりたい。

それから外部委託という観点から中が窺えない項目に広域市町村事務組合というのがあります。要するにごみ焼却場の費用というのは事務組合なのですね。その費用が増えている。少なくとも予算を見ているとどこにも出てこないように思えます。

川西会長： 塵芥処理業務は以前評価の対象にしました。3年前くらいだったと思いますが、かなり厳しい意見が多かったと記憶します。要するに丸投げであるということ。担当課長がヒアリングの場で答えられなくて、現場に求めて現場からやっとながって来ました。

松尾委員： ごみ、消防関係の負担金が増えています。私の調べた感じでは、市から何の口出しもしていないのだという印象を持っています。

もし前にやっているのであれば、その時の指摘事項と今の指摘事項をフォローしたい。指定管理はそのとおりです。どれを選ぶかというのはありますが。例えば、外国語指導助手業務委託、議会会議録作成、検索システム業務委託とか、公園等植栽管理委託、債務負担行為です。債務負担行為をやったらどうなのかと思っています。

吉田副会長： 今回、どうしてこういう形にしていきたいのかというと、総花的にやるのはやめ、ある一定の観点から全庁的に見ていこうということが眼目だったはずです。今の松尾さんの話で進めていくと元の形に戻ってしまい、これまでのように議論が散漫になってしまいます。

松尾委員： 全庁的という観点だと指定管理だけの問題になってしまうのではないかと懸念したので、別なものを選び出した方がいいと思います、その時に指定管理 5 全部はできないです。

吉田副会長： 昨年度の会議でも、運営事業の委託も含めた検討との議論でした。どこかでつながりがないと、市役所への実効ある提言ができません。ほかの審議会では、これらの問題はどうなっているのでしょうか。

川西会長： 審議会の在り方の議論を当委員会として行うべきかについては、私も昨年委員の皆様簡単にご意見をお聞きしました。皆様の反応は、少々恐れ多いかな、ということでした。ですから、本年度はやめておきましょう。重要な点ですが。

西尾委員： はじめこの委員に選出されたときに何をすればいいのかよく分かりませんでした。何のために呼ばれて何を議論していいのか。どんな意見を持ったらいいいのか、守谷市のためにといっても本当に多岐にわたりますし、やはりある程度方向性を決めて、これをやりますよというところやらないと、予習もできないです。

指定管理者個々の議論ではないのですよね。指定管理者や図書館、子ども教室については、お話を聞いていると指定管理業務について方向性に問題があるとお考えのようでしたら、指定管理の業務について具体例として取り上げながら、テーマとして取り上げるというのはいいです。

それと、やはり、市の税金のことですので、一般の市民からしてもそれは至極まっとうであると感じます。なぜそれを取り上げるのかという委員会全体での理由が必要なのではと思います。

川西会長： 議長として申し上げると、実のある議論を 8 回の会議の中で、効率的に実施したい。図書館を論議したいというのが皆さんの意見だと思いますので、そうであれば、共通の課題である指定管理者の管理状況についても並行して見ていきたい。

児童クラブと放課後こども教室については昨年既に評価しておりま

す。ですから、外部評価に対する取り組み状況の説明ということで、事務局の方から説明をいただくことになります。

西尾さん、外部評価に対する取り組み状況の説明というのを今年度2回していただく予定になっています。児童クラブや放課後こども教室については、この中で説明をいただけたと思います。認証保育園もそうです。

西尾委員： 先ほどのふるさと納税の件ですが、ふるさと納税というのは勉強しなければなりません。

川西会長： これは一般財源ですか。寄付金は。

事務局： 報償費は一般財源です。寄付金は特定財源です。特定財源は、福祉、緑化、教育、協働という4つの分野になります。

西尾委員： 返礼品というのは、守谷のものではないのです。ふるさと納税は全国的にも関心の高いものですから、どうやって選んでいるのだろう。

予算とかお金の流れもそうですが、ふるさと納税の業者の選定の基準が不明確である。聞いた話ですけど、市外の業者が市内に支店を持ってきて、守谷市の委託をもらえる。という話を聞いたことがあって、一般市民としてフェアではない。正しい方法だと思っても、その方策を知っている人だけが、利用できて正直にやっている人は良く分からない。

川西会長： 選定の基準のようなものはあるのですか。

事務局： これまで選定の基準等については、意見としてあいまいな部分がありました。現在整理をしています。

合わせて、総務省から地場産品、あるいは返礼品代についての通知が来ています。強制力はありませんが。国と地方は対等であるとして、地方自治法における技術的な助言ということで通知は来ています。この制度の理解をして、地場産品と返礼品の問題については、この制度を終わらせないためにも理解してやってほしいというところです。

現実的には返礼率もものによって違うのですが、3割を超えているものもあります。市外のものも扱っている市内の業者さんもあります。

支店がなくとも、企業との協定を結んでいます。その協定の一環として、扱っているものもございます。取り掛かりから事業者とやり取りをしている状況です。

川西会長： いつまでにどんなものができるのでしょうか。

事務局： 今年中にはかまとめられると思います。

西尾委員： 特に内容は、どうこうというのはありません。チェック項目、誰が参加できるかできないかがオープンになっていない状態です。

川西会長： 選定の透明性や公開は必須のことであるので、早く作るべきです。

松尾委員： 例えば市内の業者がやっているから北海道産の何々を自由にできる。それで14億を集めようとした、それを守谷産でやってしまうとがっかり落ちてしまうのです。

例えば、14億集めていたものを1億しか集められない。

事務局： ただ、行政側がコントロールできる仕組みを作る考えです。

川西会長： この問題も結構重要なので、できるのであればやりましょう。

事務局： お金を集める手法にはなっています。全国的には。単純問題としてそれだけなのです。報道でもご存知のように、使途目的をしっかり前面に出すクラウドファンディング型の寄付を勉強しているところです。

松尾委員： それをどう使うかについては、特定目的があって書いてある。そのためにみんな寄付をしている。どう使うかについては、その他財源になってしまっていつ使うのか分からないが現状です。

西尾委員： 結果として出されていないということですか。集めるときはそう集めています。結果としては開示されていませんということですか。

事務局： 当然、集める段階からちゃんと目的を明確にするということです。

川西会長： 時間の制限があるので、ここで多数決とします。これまで意見が出された全てについて、決をとります。図書館運営管理事業、その他の全ての指定管理者とふるさとづくり寄付金事業ですか。他にないか。

松尾委員： 一部事務組合のものを対象にしたい。フォローアップを。

川西会長： 失礼いたしました。事務事業としてはどういう名前でしたか。

松尾委員： 一番が塵芥処理というものです。それから、消防です。それで、30年度は、トータルで30年度は16億あるのです。28年ですと15億5,000万。全体的には増えています。

吉田副会長： 負担金に関するものはほかにもあるのでしょうか。

松尾委員： 後期高齢者医療組連合とか茨城租税債権機構とかがあります。

吉田副会長： これについては、議論というよりもその後どうなったのかという聴取をすればとよい思います。

川西会長： そもそも事務事業としてというよりは、外部評価に対する取り組み状況の説明というのに入れていただいていいでしょうか。

吉田副会長： これまでは前年度のものだけをやっていたのですが、もう少し遡ってもいいと思います。

川西会長： 従来は、当委員会ではっきりと改善を求めた個別事業と、総合的意見として文章で書いた事項とを、フォローアップとしてお願いしました。この塵芥処理事業は漏れていると思います。今の議論を踏まえて、塵芥処理事業そのものについてのフォローアップということをお願いします。その後のフォローアップとしてのシート、外部評価以降の評価シート、外部評価時の評価シート、を委員に事前送付お願いいたします。

それを受けて塵芥について考えるというところでよろしいでしょうか。事務事業としては塵芥だけでよろしいですね。

松尾委員： 目立つのは塵芥です。どのようにガバナンスをやっているのかというのも気になります。また、私、持ち込みでの粗大ごみの処理を行なっていますが、その際の持ち込み料金は負担金の計算上どう扱われるのか、市負担金はその分軽減されるのか興味があります。

それに固定資産税が非課税となっているようですが、守谷市はごみ焼却場があることで損をしているのか等疑問点があります。

川西会長： 当時の議論では、管理を強めてくださいということが担当課に対する我々の意見だったと思います。資源物は売っているわけですが、売値については把握していませんということでした。もっと、しっかりとコントロールを、というのが、私たちの要望になっていたはずです。

その他の6件について、3件か4件に絞って対象にしたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。一つずつ賛否を問います。

(図書館運営管理事業、公民館運営管理事業、市民交流プラザ運営、南守谷児童センター運営管理事業、ふるさとづくり寄付金事業、障がい者福祉センター運営管理事業、塵芥処理について議長による全委員への賛否確認が行われた。)

では、図書館運営管理事業、公民館運営管理事業、ふるさとづくり寄付金事業の3件については必須とします。塵芥は資料の提出を受けただうえで今後判断する。

以上で計画を進めたいと思います。

次の予定表をご確認ください。外部評価に対する取り組み状況について塵芥を加えてください。

それから平成29年度、下半期の執行状況の報告は6月25日に行ってください。事務事業の評価ヒアリングについては、何からどのように進めていくかについては、意見があればお願いします。

吉田副会長： ふるさと納税については、当事者側でまとめてからでないと、議論ができません。調整する時間を持ったうえで、年内の早いうちにヒアリングをしていただきたいと思います。

川西会長： 私も賛成です。図書館運営管理と公民館運営管理事業は共通部分があるので、次回一緒にヒアリングを行うということではよろしいでしょうか。塵芥については、先ほどお願いした資料などを見て6月25日にフォローアップをし、ヒアリングをするかどうかを決めます。

ふるさとづくり寄付金事業について、資料があるのかどうかを含めて担当課と相談いただいたうえで、しかしなるべく早く、説明をいただきたいと思います。ご連絡をお願いいたします。

事務局： はい。

吉田副会長： 指定管理の場合、契約関係の書類も含めて見たいです。図書館協議会で公表されているものもありますが、所管課が作ったデータを見ないと分からない部分が大変多いものですから、可能な限り出していただきたいと思います。

川西会長： 予定していた議論は終了です。その他事務局としては何かございますか。

事務局： 次回ですが、6月25日の午後3時からこの場所で、よろしいでしょうか。追ってご通知をさせていただきます。

川西会長： 委員の方、何か意見はございませんか。今後の議題はかなり専門性もございます。それにはしっかり対応できるようにしなければならぬ。勉強や準備が必要と思います。
これにて閉会とさせていただきます。

4 閉 会